

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

投資信託のお申込みに際しては、本書面及び投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みになり、契約内容およびリスク・手数料等をご理解のうえ、お客さまご自身の判断と責任においてお取引ください。

### [全ファンド共通事項]

- ・投資信託は銀行預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、SMBC信託銀行で取扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は、元本・利回りの保証はありません。

ファンドの運用に伴う主なリスク	<p><b>価格変動・市場リスク</b> ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券等の値動きの影響により、投資元本を下回ることがあります。</p> <p><b>信用リスク</b> ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券の発行者の経営・財務内容の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を下回ることがあります。</p> <p><b>為替変動リスク</b> ファンドが表示通貨以外の通貨建ての資産に投資する場合、投資対象証券と表示通貨との為替の変動により損失を被ることがあります。また、外貨建ての投資信託の場合、基準価額も外貨建てで表示されるため、外貨建てで元本を上回っていても為替の変動により円換算ベースでは、投資元本を下回ることがあります。</p> <p><b>カントリーリスク</b> 投資対象国・地域の政治、経済、社会情勢の変化により、市場が大きく動き、これにより投資元本を下回ることがあります。また、一般的に、投資対象先が新興諸国市場の場合には先進国市場への投資と比べ、より大きな価格の動きを伴います。</p> <p>これらのリスクおよび損益は、お客さまご自身のご負担となります。</p>
為替手数料	外貨建ての投資信託を円資金から該当通貨に交換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）かかります。
書面による契約解除（クーリング・オフ）	投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## [全ファンド共通事項]

販売会社の概要 <sup>(*)</sup>	商号等	株式会社SMBC信託銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号
	本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
	設立年月	1986年2月
	主な事業	銀行業務・信託業務・登録金融機関業務
登録金融機関業務の内容及び方法の概要	<p>当行が行う登録金融機関業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において投資信託のお取引等を行う場合は、主に以下の方法により取り扱いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お取引にあたっては、預金口座に加え、投資信託口座等の開設が必要となります。</li> <li>・ご注文と同時にお客様の預金口座より申込金額等を引落とします。</li> <li>・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。</li> </ul>	
連絡先	<p>当行支店 プレスティアホン インベストメント (平日 8:00~20:00 / 通話料無料) 0120-322-522 または、ホームページ <a href="https://www.smbctb.co.jp">https://www.smbctb.co.jp</a></p>	
加入している金融商品取引業協会	日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
認定投資者保護団体の有無	無	
契約の概要	当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。	
契約の終了事由	ファンドが償還されたとき等	

\*より詳細な当行の概要は、店頭に備えるディスクロージャー(開示資料)またはホームページ(<https://www.smbctb.co.jp>)をご覧ください。

## [当社とお客さまとの利益が相反するおそれ]

- ・ 当行がお客さまへ本書面に記載の商品を販売した場合、交付目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬または管理報酬等を受領いたします。  
これは、運用報告書など各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供などの業務の対価です。  
※信託報酬または管理報酬等の料率については、交付目論見書をご確認ください。
- ・ 当行は、本書面に記載の商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。
- ・ 当行の営業職員に対する業績評価上、本書面に記載の商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ
「利益相反管理方針の概要」をご参照ください。 <a href="https://www.smbctb.co.jp/interest_management_policy/">https://www.smbctb.co.jp/interest_management_policy/</a>

## [当行の苦情処理措置及び紛争解決措置]

一般社団法人 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用	
一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室	電話番号 0570-017109または03-5252-3772 ホームページ <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/adr/">https://www.zenginkyo.or.jp/adr/</a>
証券・金融商品あっせん相談センター連絡先	電話番号 0120-64-5005 ホームページ <a href="https://www.finmac.or.jp">https://www.finmac.or.jp</a>

金融ADR制度(金融商品・サービスに関する紛争等に關し、訴訟に代えて、あっせん・調停・仲裁等当事者の合意に基づき、迅速・簡易・柔軟な紛争等の解決をめざす制度)のもとで、当行は、苦情処理措置および紛争解決措置として、上記の外部機関を利用いたします。投資信託についての商品・サービス等に関するご意見・苦情等につきましては、お客様は当行連絡先にお申し出いただか、必要に応じて上記の外部機関もご利用いただけます。

## [国内籍投資信託]

### SMBC 信託銀行における国内籍投資信託の購入時手数料について

購入時手数料は、購入代金（購入金額 + 購入時手数料）に応じて、購入金額に各ファンドの購入時手数料率を乗じた額とします。

#### 計算例

国内籍投資信託の購入時手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 購入時手数料率が 3.30% (税込)、基準価額が 1 万口あたり 10,000 円の投資信託を、100 万円の購入代金で購入される場合

① 1 万口あたりの 購入時手数料 (税込)	10,000 円 × 3.30% = 330 円 (基準価額) (購入時手数料率)
② 購入口数の計算	1,000,000 円 ÷ (10,000 円 + 330 円) × 10,000 = 968,054 口 (購入金額) { 基準価額 購入時手数料 } 10,000 口あたり
③ 購入時手数料 (税込)	330 円 × 968,054 口 ÷ 10,000 = 31,945 円 (1 万口あたりの購入時手数料) (購入口数)

上記の場合、購入時手数料 31,945 円（税込）を含めたお支払合計額は 100 万円となります。

なお、国内籍投資信託のお申込単位、手数料率遞減の段階の金額については購入代金（購入金額 + 購入時手数料）に準じます。

## [外国籍投資信託]

### SMBC 信託銀行における外国籍投資信託の購入時手数料について

購入時手数料は、購入金額に各ファンドの購入時手数料率を乗じた額とします。

#### 計算例

外国籍投資信託の購入時手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 購入時手数料率が 3.30% (税込)、基準価額が 1 万口あたり 10,000 円の投資信託を、100 万円の購入代金で購入される場合

$$\text{購入時手数料 (税込)} = 100 \text{ 万円} \times 3.30\% = 33,000 \text{ 円} \text{ (お支払合計額 1,033,000 円)}$$

なお、外国籍投資信託のお申込単位、手数料率遞減の段階の金額については購入金額（購入時手数料を除く）に準じます。

手数料・信託報酬・その他諸費用の合計額については、保有期間などに応じて異なり、事後に算出される場合や明確に区分できない場合がございますので、事前に確定することができません。なお、当書面に記載のない内容につきましては各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）・請求目論見書にて、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

**[お申込手数料について] (国内籍投資信託)** お申込単位、手数料率遞減の段階の金額については購入代金（購入金額+購入時手数料）に準じます。

ファンド名	お申込単位	追加お申込単位	お申込手数料率	
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社				
インデックスファンド225				
インデックスファンドTSP				
インデックスファンドDAX(ドイツ株式)	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	一律	1.10% (税込)
インデックスファンドNYダウ30 (アメリカ株式)				
インデックスファンドJリート (東証REIT指数) 毎月分配型				
世界のサイフ	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1億円未満 1億円以上	2.20% (税込) 1.65% (税込)
グローバル高配当株式ファンド (奇数月分配型)			1,000万円未満	3.30% (税込)
世界の財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1,000万円以上3,000万円未満 3,000万円以上1億円未満 1億円以上	2.20% (税込) 1.65% (税込) 1.10% (税込)
中国A株ファンド (愛称:黄河)				
ラサール・グローバルREITファンド (毎月分配型)	100万円以上1円単位	1万円以上1円単位	5,000万円未満 5,000万円以上1億円未満 1億円以上5億円未満 5億円以上10億円未満 10億円以上	2.75% (税込) 2.20% (税込) 1.10% (税込) 0.825% (税込) 0.55% (税込)

**[お申込手数料について] (外国籍投資信託)** お申込単位、手数料率遞減の段階の金額については購入金額（購入時手数料を除く）に準じます。

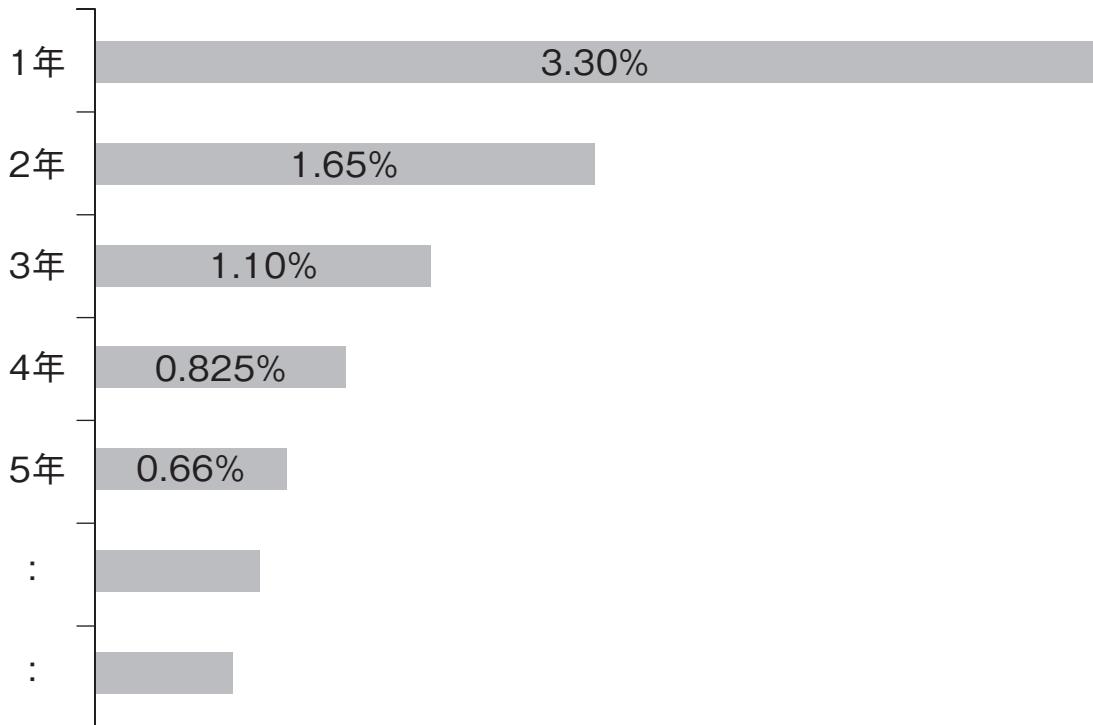
ファンド名	お申込単位	追加お申込単位	お申込手数料率	
アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド				
ダブルライン・トータル・リターン・ファンド (年2回) クラス	3,000米ドル以上 1米セント単位	100米ドル以上 1米セント単位	100万米ドル未満 100万米ドル以上	2.20% (税込) 1.65% (税込)
	50万円以上1円単位	1万円以上1円単位	1億円未満 1億円以上	2.20% (税込) 1.65% (税込)

# 【投資信託】 購入時手数料（お申込手数料）に関するご説明

■投資信託のお申込手数料はご購入にあたってご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

## 例えば、お申込手数料が3.30%（税込）の場合

【保有期間】                    【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、購入時にお申込手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じたお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお取引される投資信託の手数料率や残存期間については契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）でご確認ください。

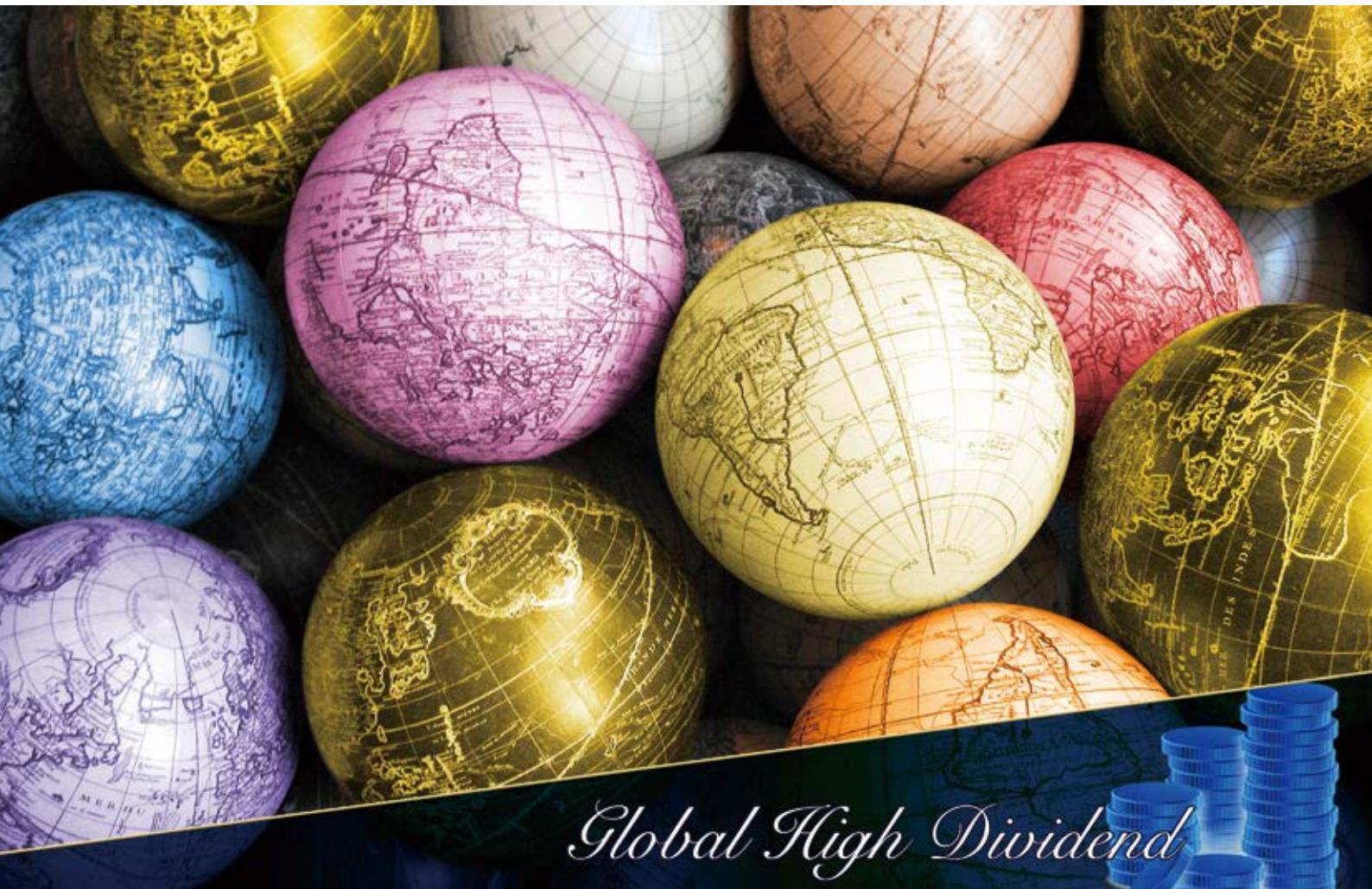
投資信託のお申込みにあたっては、上記のお申込手数料のほか、信託・管理報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）でご確認ください。

# グローバル高配当株式ファンド(奇数月分配型)

追加型投信／内外／株式



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス [www.nikkoam.com](http://www.nikkoam.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

みずほ信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。  
社名変更後URL : [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

**amova**  
アモーヴァ・アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル高配当株式ファンド(奇数月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月21日に関東財務局長に提出しており、2025年8月22日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年6回 (隔月)	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委 託 会 社 名	日興アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月1日
資 本 金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	30兆4,468億円 (2025年5月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

相対的に配当利回りが高く、中長期的な増配および値上がりが期待できると判断した世界各国(日本を含みます。)の株式に分散投資を行なうことで、安定的な配当収入の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色



### 特色1

#### 世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に投資します。

- ・相対的に高い配当利回りに加え、中長期的な増配および値上がりが期待できると判断した世界各国(日本を含みます。)の株式に投資を行ないます。
- ・世界各国の高配当利回り株式の相対的に高い配当利回りを享受することを目的とするため、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

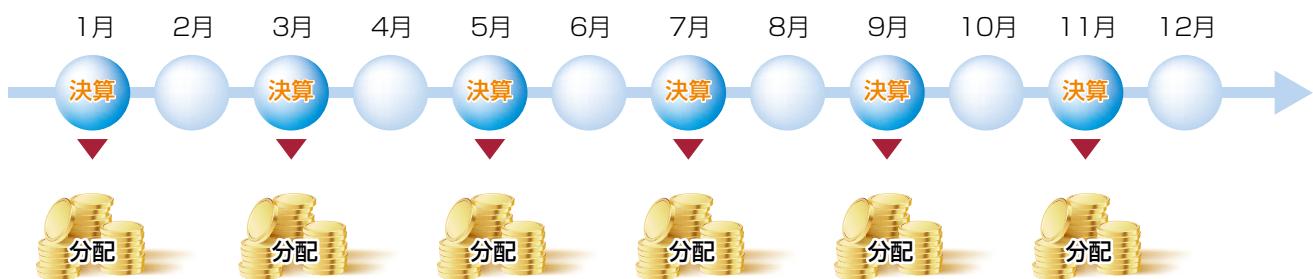


### 特色2

#### 組入株式の配当収益などを原資として、奇数月に分配を行なうことをめざします。

- ・奇数月の各21日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

### <収益分配のイメージ>



※上図はイメージであり、将来の分配金およびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。



### 特色3

#### JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を担当します。

- ・JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが「世界高配当利回り株式マザーファンド」の運用を行ないます。

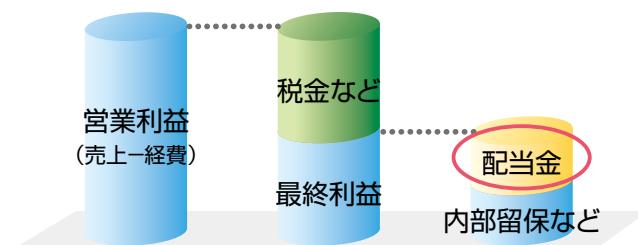
※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 配当利回りとは

- 「配当」は、会社の利益の一部をその会社の株主に分配するもので、その金額は、会社の経営状態など様々な条件で変動します。
- 「配当利回り」とは、配当と株価で算出される株価指標です。

$$\text{配当利回り} (\%) = \frac{\text{1株当たりの配当金額(年間)}}{\text{株価}} \times 100$$

<ご参考>  
会社の利益の一部である配当金



### 配当利回りが高くなる理由はさまざまです

<配当利回りが高くなる主な理由>

株価に対して  
高い配当金を出せるだけの  
収益力がある

株主還元への  
取り組みに積極的

収益性や株主還元姿勢は低いものの、  
何らかの理由で株価が低水準

配当利回りは、配当金額と株価の増減によって変動することから、配当利回りが高い企業にもさまざまなケースがあります。そのため、高配当利回り株式投資においては、その中から企業を見極めることが重要です。

## 高配当利回り株式への投資について

- 当ファンドでは、「配当の原資となる収益」を長期にわたって生み出す力を持ち、しかも株価水準が割安と判断される企業の中から、相対的に配当利回りの高い企業を選んで投資することにより、配当収益と値上がり益の獲得をめざします。

<高配当利回り株式への投資で期待される成果>

### 配当収益

株主への利益配分を重視した企業に投資することで、配当による安定した収益が期待できます。



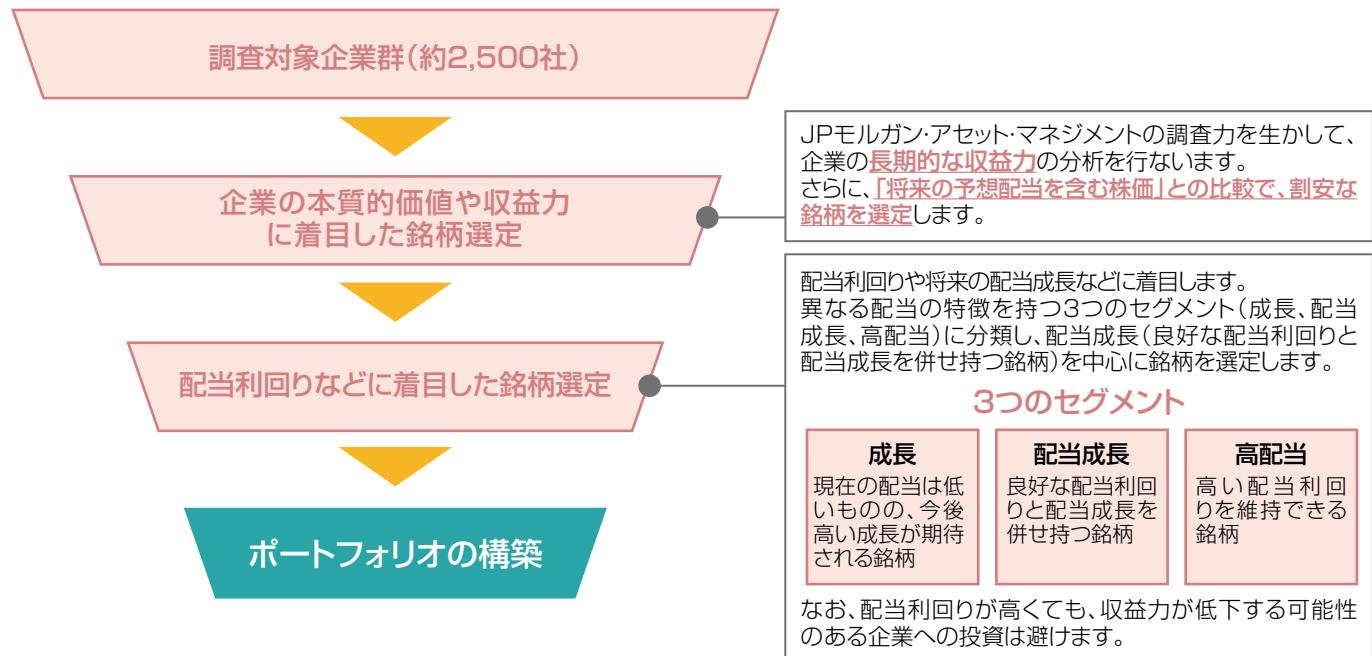
### 値上がり益

高配当を行なう企業の中でも、持続的な利益成長が見込めると判断した企業への投資により、株価上昇が期待できます。



# JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用を担当します

## 運用手法(プロセス)



※上記は2024年9月末現在の運用手法(プロセス)であり、将来変更する可能性があります。

## J.P.モルガン・アセット・マネジメントとは

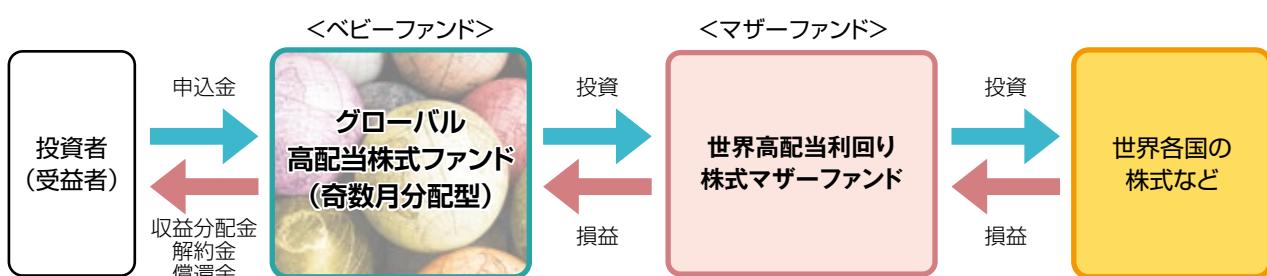
- 世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門です。
- 運用資産総額約479兆円\*(約3兆3,505億米ドル)を世界各国の株式、債券などで運用する資産運用グループです。あらゆる資産の運用を様々なかたちで、多くのお客様に提供しています。
- ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなど1,200名超の運用プロフェッショナルを擁し、世界20カ国以上に展開しています。



(2024年9月末現在)

## ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### ■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### ■分配方針

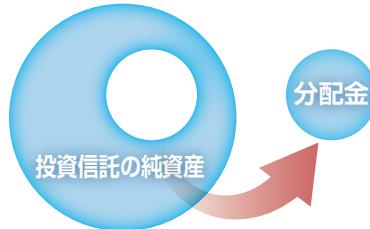
毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

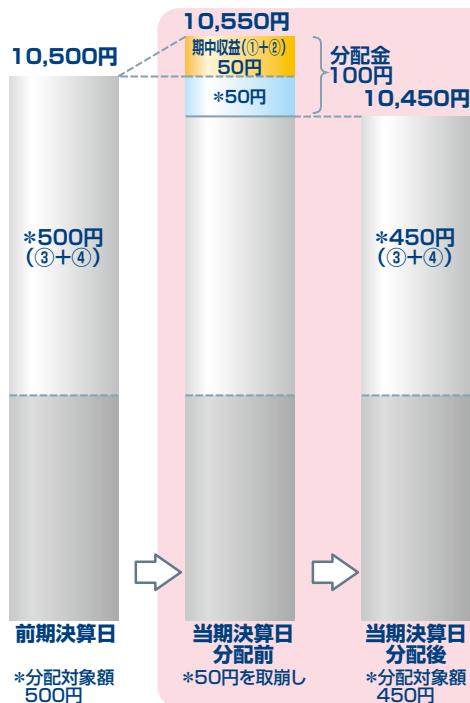
投資信託で分配金が支払われるイメージ



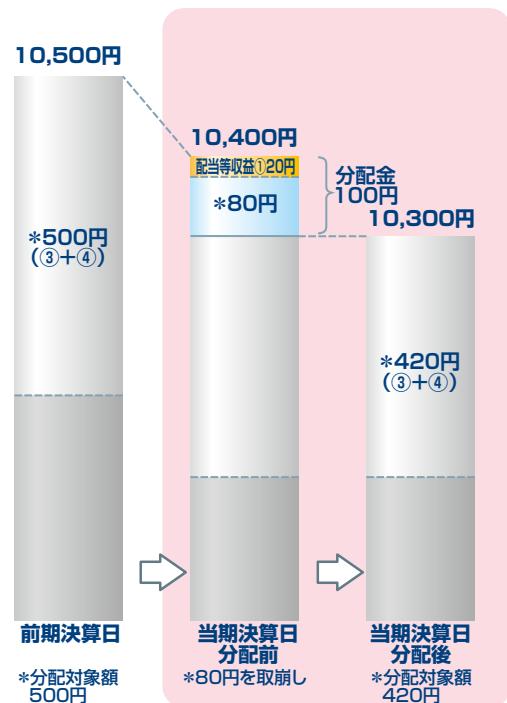
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

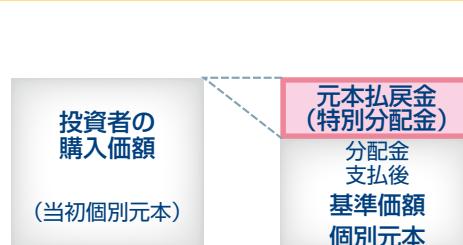
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが少なかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本戻本金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本戻本金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

・元本戻本金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本戻本金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

### 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

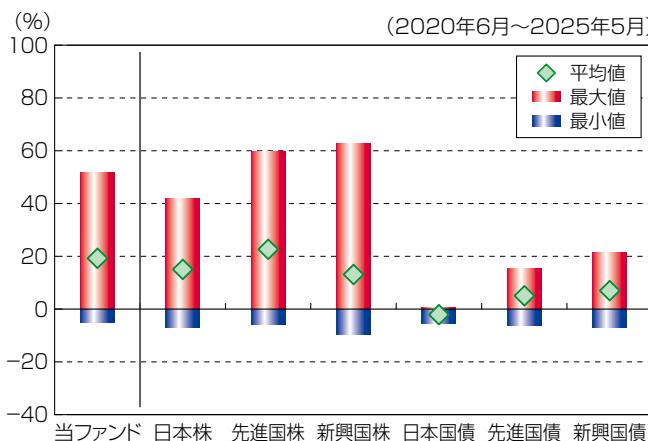
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

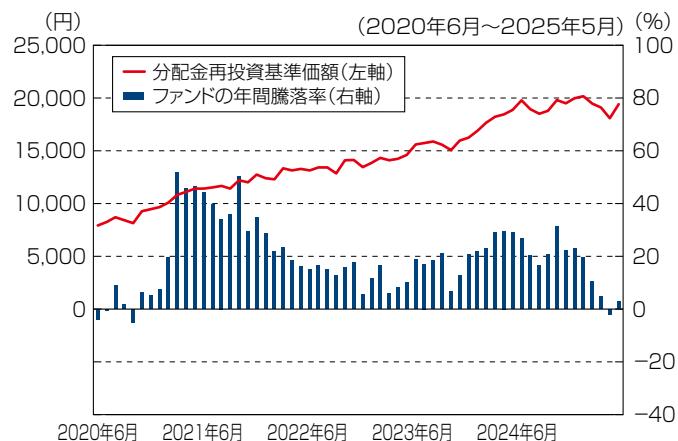
※上記体制は2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	19.3%	15.0%	22.7%	13.1%	-2.1%	5.0%	7.0%
最大値	51.7%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-5.2%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

日本株 ……TOPIX(東証株価指数)配当込み  
先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-BPI国債

先進国債 ……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額 ..... 16,568円

純資産総額 ..... 229.01億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2015年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2024年9月	2024年11月	2025年1月	2025年3月	2025年5月	設定来累計
200円	200円	200円	200円	200円	9,263円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比&gt;

資産	比率
国内株式	0.0%
うち先物	0.0%
外国株式	97.5%
うち先物	0.0%
現金その他	2.5%

※当ファンドの実質組入比率です。

※海外で取得した日本企業の株式等は、外国株式に区分しています。

## &lt;外国株式組入上位10業種&gt;

	業種	比率
1	半導体・半導体製造装置	11.8%
2	資本財	9.5%
3	金融サービス	8.4%
4	ソフトウェア・サービス	8.1%
5	銀行	8.0%
6	メディア・娯楽	7.8%
7	公益事業	6.0%
8	エネルギー	5.8%
9	医薬品・バイオテクノロジー	5.4%
10	保険	4.4%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## &lt;株式組入上位10カ国&gt;

	国名	比率
1	アメリカ	59.9%
2	アイルランド	5.8%
3	日本	5.4%
4	ドイツ	5.1%
5	フランス	4.8%
6	台湾	3.5%
7	イギリス	2.7%
8	シンガポール	2.5%
9	スペイン	1.9%
10	オランダ	1.5%

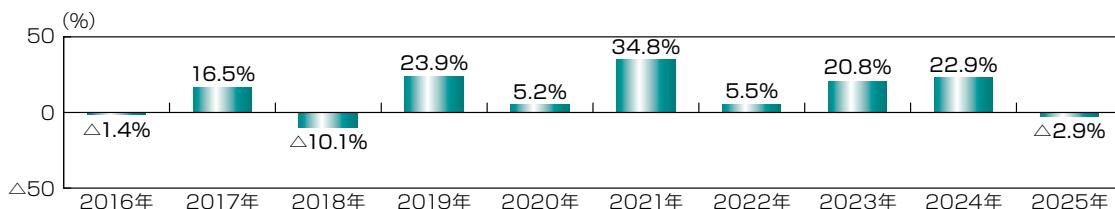
※マザーファンドの対純資産総額比です。

## &lt;株式組入上位10銘柄&gt; (銘柄数82銘柄)

	銘柄	通貨	国名	業種	比率
1	MICROSOFT CORP	アメリカドル	アメリカ	ソフトウェア・サービス	6.03%
2	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカドル	アメリカ	メディア・娯楽	4.59%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	アメリカドル	台湾	半導体・半導体製造装置	3.48%
4	BROADCOM INC	アメリカドル	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.26%
5	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	アメリカドル	アメリカ	金融サービス	2.84%
6	MCDONALD'S CORP	アメリカドル	アメリカ	消費者サービス	2.53%
7	THE WALT DISNEY CO.	アメリカドル	アメリカ	メディア・娯楽	2.08%
8	ANALOG DEVICES INC	アメリカドル	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.04%
9	CME GROUP INC	アメリカドル	アメリカ	金融サービス	1.97%
10	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	ユーロ	ドイツ	保険	1.93%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2025年は、2025年5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年8月22日から2026年2月20日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2005年11月22日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各21日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年6回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(5月、11月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.441%(税抜1.31%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞						
		<table><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>1.31%</td><td>0.71%</td><td>0.55%</td><td>0.05%</td></tr></table>	合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.31%	0.71%
合計	委託会社	販売会社	受託会社					
1.31%	0.71%	0.55%	0.05%					
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	委託会社 委託した資金の運用の対価 販売会社 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供などの対価 受託会社 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
	売買委託 手数料など	※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける 運用管理費用の中から支払います。						
		ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた 合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、 監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。						

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年8月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2024年11月22日～2025年5月21日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.60%	1.43%	0.17%

※対象期間の運用管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

**nikko am**  
Nikko Asset Management

2025 年 11 月